

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茅野市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

茅野市長

公表日

令和6年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給等に関する事務
②事務の概要	自立支援給付費(介護給付費・特例介護給付費、訓練等給付費・特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費・特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費・特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費・特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費・基準該当療養介護医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等)の支給に関する事務及び支給認定の変更に関する事務。
③システムの名称	Reams.Java(障がい福祉システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービス等の支給・管理に関するファイル、自立支援医療費(更生医療・育成医療・精神通院医療)の支給・管理に関するファイル、補装具費の支給・管理に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項、第4項、別表(第9条関係)117の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(情報提供の根拠:項)37、75、144、145、(情報照会の根拠:項)37、75、144、145、146
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 社会福祉課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 上記のほか、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで手作業が介在するが、いずれの場面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	障がい者福祉システム、中間サーバーシステムへのアクセスが可能な職員は、該当部署からの申請に基づき、庁内システム担当部署がID、パスワード、静脈認証(生体認証)を各々に設定し、アクセス権限の適切な管理をしている。申請書類についても年度ごと適切に管理がされている。 そのため、権限のない者によって不正に使用されるリスクに対しては対策が行われているため、「十分である」と判断した。	

変更箇所

[illegible]